

健康長寿推進企業等知事表彰事業実施要領

平成27年9月29日
福祉保健部健康増進課

1 目的

従業員やその家族の健康づくりに対して、模範的取組を継続して行っている、いわゆる「健康経営」に積極的な企業や事業所（以下「企業等」という。）を表彰することにより、本県企業等における健康づくりの取組の一層の推進を図る。

2 表彰対象

従業員やその家族の健康づくり活動に積極的に取り組み、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められる企業等とする。

ただし、過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがあるもの、及び過去に最優秀賞又は優秀賞を受賞した企業等は除く。

対象は以下のとおり。

宮崎県内に本店又は事務所を有する中小企業とする。なお、中小企業とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 小売業の場合
資本金5,000万円以下又は常時従業員数50人以下
- (2) サービス業の場合
資本金5,000万円以下又は常時従業員数100人以下
- (3) 卸売業の場合
資本金1億円以下又は常時従業員数100人以下
- (4) 製造業、建設業、運輸業その他の場合
資本金3億円以下又は常時従業員数300人以下

3 表彰基準

別表に定めるとおりとする。

4 表彰の種類及び被表彰者数

表彰は、次の区分により実施する。

- (1) 最優秀健康長寿推進賞 1団体
- (2) 優秀健康長寿推進賞 3団体以内
- (3) 奨励賞
上記(1)、(2)の被表彰者以外の候補者で、被表彰者に準じた功績が認められるものについては、奨励賞を授与する。

5 候補者の募集方法

候補者の募集方法は、次のとおりとする。

- (1) 自薦
企業等自らの応募による。
- (2) 他薦
宮崎県健康長寿社会づくり推進会議構成団体、賛同団体、市町村及び商工団体からの推薦による。

6 候補者の推薦

推薦者は、推薦調書に必要事項を記載し、添付書類を添えて、福祉保健部長に推薦する。

- (1) 推薦調書

調書の様式は、別記様式第1号及び第2号とする。

(2) 添付書類

候補者の功績を判断する上で参考となる資料等。

7 選考方法

次の構成による選考委員会を設置し、その選考結果に基づき知事が被表彰者を決定する。

委員長	福祉保健部長
委員	福祉保健部次長(保健・医療担当)
	福祉保健課長
	健康増進課長
	学識経験者
	産業保健関係者

8 表彰方法

表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

9 その他

選考及び表彰に関する庶務は、福祉保健部健康増進課で処理する。

附 則

この要領は、平成27年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行する。